

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（令和4年12月市議会提出分）

総務部文書法制課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種類	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
1	松山市職員給与条例等の一部を改正する条例	本市職員の給与を改定するものです。	令和4年 12月議会  議案 第86号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 職員の給与に関するものであり、実施要綱第3 条第1項各号のいずれにも該当しないため	人事課 089-948- 6217
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
2	特別職の職員で常勤のもの の給与に関する条例及び松 山市公営企業管理者の給与 等に関する条例の一部を改 正する条例	市長等の期末手当の額を改定する ものです。	令和4年 12月議会  議案 第87号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 職員の期末手当に関するものであり、実施要綱 第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	人事課 089-948- 6217
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
3	単純な労務に雇用される職 員の給与の種類及び基準を 定める条例の一部を改正す る条例	本市の単純な労務に雇用される職 員の給与を改定するものです。	令和4年 12月議会  議案 第96号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 職員の給与に関するものであり、実施要綱第3 条第1項各号のいずれにも該当しないため	人事課 089-948- 6217
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

4	松山市事務分掌条例の一部を改正する条例	子ども・子育て施策について、推進体制を一元化し、切れ目のない支援をより効果的に行うものです。	令和4年 12月議会  議案 第97号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 市の組織運営に関するものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	人事課 089-948- 6249
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
5	松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例	固定資産評価審査委員会の委員の定数の適正化を図るものです。	令和4年 12月議会  議案 第98号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 市の組織運営に関するものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	納税課 089-948- 6357
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
6	松山市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例	生活に困窮する外国人に対する被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務について個人番号を利用するものです。	令和4年 12月議会  議案 第99号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 実施機関に裁量の余地がないため(実施要綱第3条第2項第2号に該当)	システム 管理課 089-948- 6340
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
7	松山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行に伴い、印鑑登録の印影の記録について書面の印鑑登録原票から磁気ディスクに改めるものです。	令和4年 12月議会  議案 第100号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 印鑑登録原票の調製方法に関するものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	市民課 089-948- 6335
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

## 【摘要】

- ①この表は、条例の制定過程で、パブリックコメントのほか、各種説明会の開催や関係団体との協議など、市民の皆さんの意見をどのように聴いたのか、についてまとめたものです。
- ②この表は、条例(新規制定、一部改正、廃止など)ごとに作成しています。
- ③パブリックコメントを実施しなかった場合には、その理由を記載しています。
- ④寄せられた意見の具体的内容などの詳細については、それぞれの担当課にお問い合わせください。
- ⑤「実施要綱」とは、松山市市民意見公募手続実施要綱(平成20年松山市要綱第17号)の略称です。
- ⑥「パブリックコメント(市民意見公募手続)」とは、条例の制定など、市の基本的な政策等の策定過程で、  
必要な事項を公表する ⇒市民の皆さんの意見を考慮して意思決定を行う ⇒提出された意見の概要、意見に対する市の考え方等を公表する、  
という一連の手続をいいます。